

## 流域治水対策等の 主な支援事業集

2025



令和7年4月  
流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



発行：流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

(内閣府・金融庁・こども家庭庁・総務省・消防庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省)

文部科学省

学校施設県境改善交付金  
公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備  
支援先：地方公共団体（都道府県、市区町村）

58

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/mext\\_00679.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_00679.html)【私立専修学校】

## 学校施設の防災機能の向上

### 学校施設環境改善交付金

概要	公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。
支援対象	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
補助率（措置率）	1/3

### 国立大学法人等施設整備費補助金

概要	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助金を交付する。
支援対象	国立大学法人、国立高等専門学校、大学共同利用機関法人
補助率（措置率）	定額

### 私立学校施設整備費補助金

概要	学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人等の設置する私立大学等が事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
支援対象	学校法人等が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程・高等課程）
補助率（措置率）	高校以下 1/3以内等、大学等 1/2以内等

## 取組事例(学校施設における水害対策)



# 流域治水対策等の主な支援事業集

こども庁

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備  
支援先：地方公共団体（都道府県、市区町村）

63

URL: -

## 次世代育成支援対策施設整備交付金

### 1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設		
<b>①通常整備</b>  児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張 スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉 施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設	・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所	・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
<b>②耐震化等整備</b>  地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備			※95補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

#### 【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

### 3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

# 流域治水対策等の主な支援事業集

こども庁

保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備  
支援先：地方公共団体（都道府県、市区町村）

64

URL: -

## 就学前教育・保育施設整備交付金

### 1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

### 2. 施策の内容

#### 【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業
- ・防犯対策強化整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・公立認定こども園整備事業
- ・防音壁整備事業
- ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

### 3. 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村  
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設  
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等  
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】  
(私立)

国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）  
(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

(公立) 原則国1/3、設置者（市区町村）2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

(私立) 国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

(公立) 国2/3、設置者（市区町村）1/3

厚生労働省

障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備  
支援先：地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市）

66

URL: -

## 社会福祉施設等施設整備費補助金

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。  
増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。  
改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。  
大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

### 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



### 生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



### 耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

